浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、
浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館

指定管理者募集要項


サンライフ浜北


浜北武道館


浜北体育館

浜松市浜北区まちづくり推進課

令和５年６月

浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場、浜松市浜北体育館

指定管理者募集要項・目次

１　施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
３　指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
４　指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
５　利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６　利用料金減免の手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
７　事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
８　指定管理料の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
９　管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
１０　応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
１１　提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１２　障がい者の雇用促進・就労支援について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１３　応募者説明会、ヒアリング（プレゼンテーション）について・・・・・・・・・・・・９
１４　提案書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１５　選定方法（応募書類による選考及び面接審査）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１６　実績の反映について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
１７　指定管理者の公募に関するスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
１８　募集要項に関する照会、質問事項の受付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
１９　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２０　選考結果のおしらせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
２１　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について・・・・・・・・・・・・・・・１２
２２　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
２３　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
別紙　選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
【様式集】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
・指定管理者応募者説明会参加申込書（別紙１）
・指定管理者募集に伴う質問書（別紙２）
・指定管理者指定申請書（第３号様式）
・宣誓書及び同意書（第４号様式）
・役員等名簿（第４－２号様式）
・委任状（第４－３号様式）
・提案資料の取扱いに関する回答書（第４－４号様式）
・指定管理者事業計画書（第５号様式）

１　施設の概要

施設の名称	有料無料の別
浜松市浜北武道館	有料
浜松市サンライフ浜北	有料
浜松市高薗ゲートボール場	無料
浜松市浜北体育館	有料

◎浜松市サンライフ浜北

（１）名　称　　浜松市サンライフ浜北

（２）所在地　　浜松市浜北区竜南２７番地

（３）施設概要等

・竣工時期　　昭和５７年１０月

・構 造 等　　鉄筋コンクリート造２階建　新耐震基準に対応

・敷地面積　　５，４６８．３５㎡（駐車場含む）

・延床面積　　１，４８１．０２㎡

・施設内容　　１階　事務室、体育室、トレーニング室他

２階　会議室、和室、研修室他

駐車場１４６台（南駐車場８２台、北駐車場６４台）

※隣接する浜北武道館及び高薗ゲートボール場と共用

身障者用３台（施設敷地内）

（４）施設の設置目的

浜松市サンライフ浜北は、市民が身近な地域でスポーツ活動を楽しむ拠点施設として、スポーツの振興と健康増進並びに生活文化の向上に資することを目的とします。

（５）開館時間

午前９時～午後９時３０分

※　開館時間は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（６）休館日

年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）

※　休館日は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（７）年間利用者数、主な利用者

年間利用者数　　３９，０６３人（平成３１年度～令和４年度の４ヵ年平均）

主な利用者　　一般市民

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）

及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名　　公益財団法人　浜松市スポーツ協会グループ

指定管理期間　　平成３１年４月１日～令和６年３月３１日（５年間）

◎浜松市浜北武道館

（１）名　称　　浜松市浜北武道館

（２）所在地　　浜松市浜北区竜南２６番地

（３）施設概要等

・竣工時期　　昭和５８年８月

・構 造 等　　鉄骨鉄筋コンクリート造２階建

・敷地面積　　２，０１６．４０㎡

・延床面積　　１，２３５．０７㎡

・施設内容

区　　分	柔道場	剣道場	弓道場
面　積	327.34 ㎡	327.34 ㎡	射場 141.82 ㎡(6 人立)
用　途	柔道ほか	剣道ほか	弓道（近的）

・管理室、会議室（１０名）、講師控え室、便所ほか

・駐車場（サンライフ浜北と共用利用）

（４）施設の設置目的

浜松市浜北武道館は、柔道、剣道、弓道等の武道を通じて、市民スポーツの振興と市民の健康保持及び市民スポーツの向上と地域スポーツの振興を図ることを目的とします。

（５）開館時間

午前９時から午後９時３０分

※　開館時間は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（６）休館日

年末年始（１２月２９日～翌年の１月３日）

※　休館日は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（７）年間利用者数、主な利用者

年間利用者数　　３９，９７１人（平成３１年度～令和４年度の４ヵ年平均）

主な利用者　　一般市民

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）

及び同条例施行規則、浜松市武道場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名　　公益財団法人　浜松市スポーツ協会グループ

指定管理期間　　平成３１年４月１日～令和６年３月３１日（５年間）

◎浜松市高薗ゲートボール場

（１）名　称　　浜松市高薗ゲートボール場

（２）所在地　　浜松市浜北区高薗２２１番地

（３）施設概要等

・竣工時期　　平成６年１１月

・敷地面積　　７，２８９．００㎡

・施設内容　　ゲートボールコート８面、便所２、器具庫、東屋１棟（１３．２４㎡）、駐車場（サンライフ浜北と共用利用）

（４）施設の設置目的

浜松市高薗ゲートボール場は、ゲートボール競技を通じて、市民スポーツの振興と市民の健康保持及び市民スポーツの向上と地域スポーツの振興を図ることを目的とします。

（５）開場時間

午前９時～午後９時３０分

※　開場時間は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（６）休場日

無し

※　休場日は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（７）年間利用者数、主な利用者

年間利用者数　　２，８０７人（平成３１年度～令和４年度の４ヵ年平均）

主な利用者　　一般市民

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市運動広場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名　　公益財団法人　浜松市スポーツ協会グループ

指定管理期間　　平成３１年４月１日～令和６年３月３１日（５年間）

◎浜松市浜北体育館

（１）名　称　　浜松市浜北体育館

（２）所在地　　浜松市浜北区西美薗２９番地

（３）施設概要等

・竣工時期　　平成２８年１０月３１日

・構 造 等　　鉄筋コンクリート造　屋根のみ木造（平屋建て）

・敷地面積　　４，６１２．３６㎡

・延床面積　　１，２９７．５４㎡

・施設内容　　アリーナ（競技場）９３６㎡、軽スポーツ室７４㎡、管理室（１９．２５㎡）、更衣室、器具庫、便所、駐輪場、調整池、緑地ほか
駐車場４７台（うち身障者用１台、おもいやり１台）

（４）施設の設置目的

浜松市浜北体育館は、市民スポーツの振興、地域住民の健康増進及び生活の向上を目的として設置します。

（５）開館時間

午前９時から午後９時３０分まで

※　開館時間は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（６）休館日

年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日）

※　休館日は、指定管理者が特に必要と認める場合、市長の承認を得て変更することができます。

（７）年間利用者数、主な利用者

年間利用者数　　４４，０１３人（平成３１年度～令和４年度の４ヵ年平均）

主な利用者　　一般市民

（８）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例及び同条例施行規則、浜松市総合体育館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（９）現在の指定管理者に関すること

管理者名　　公益財団法人　浜松市スポーツ協会グループ

指定管理期間　　平成３１年４月１日～令和６年３月３１日（５年間）

２　指定管理者が行う業務の範囲

（１）浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館施設（以下「本施設」という。）の運営及び維持管理に関すること。

（２）浜松市総合体育館条例第１７条、浜松市武道場条例第１６条及び浜松市運動広場条例第１４条に規定される事業の実施に関すること。

（３）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること。

※　浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

３　指定管理期間

令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで（５年間）

４　指定管理料

会計年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに、毎月末日から３０日以内に指定管理者の請求により支払います。

※　指定管理料は毎月の後払いとなります。

※　利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

※　昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料金は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）」をご覧ください。

５　利用料金の規定（以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です。）

利用料金の詳細は、浜松市総合体育館条例、浜松市武道館条例及び浜松市運動広場条例をご覧ください。

６　利用料金減免の手続

浜松市総合体育館条例第２２条、浜松市武道館条例第１０条及び浜松市運動広場条例第１９条に基づき、指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができます。

なお、利用料金の減免に関する詳細は、浜松市総合体育館条例施行規則、浜松市武道館条例施行規則及び浜松市運動広場条例施行規則をご覧ください。

７　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

８　指定管理料の上限額（管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。）

令和６年度　　２７，１５２，０００円

令和７年度　　２７，１５２，０００円

令和８年度　　２７，１５２，０００円
令和９年度　　２７，１５２，０００円
令和１０年度　　２７，１５２，０００円
合計　１３５，７６０，０００円

※消費税 10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　管理の基準

（１）以下の基準を守って本施設の業務を実施していただきます。

① 指定管理者は自らの責任において、関係法令、条例及び同条例施行規則を遵守し、適正に本施設の運営を行ってください。

また、地方自治法及び条例並びに個人情報保護条例など、業務を行うにあたっては関連する法規を遵守し、業務を実施してください。

② 業務を行うにあたり、利用者が快適に施設を利用できるよう、施設整備及び物品の適切な維持管理を行ってください。

③ 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱ってください。

個人情報保護法や市の個人情報保護条例を遵守することはもちろんのこと、個人情報の取扱いについては、十分に注意を払ってください。

④ 包括的な業務の再委託は認められません。

※ 管理の基準に関する細目的事項については、協議の上、協定書で定めます。

※ 管理の基準を遵守しない場合、指定管理者の指定を取り消す場合があります。

⑤ 指定管理期間中、市が改修工事や大規模修繕のため施設の休館を要する場合があります。改修・修繕計画については、市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度市より協議を申し入れることとするので協力をお願いします。

（２）市と指定管理者とのリスク分担

種　類	内　容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
	社会通念上、想定を超える甚だしい物価、金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少	協議事項	
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	

	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
	自然災害等による運営管理業務の変更・中止・延期	協議事項	
	市に起因するもの以外の原因による運営費の膨張	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	有料施設：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、１件６０万円以上のもの	○	
	有料施設：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、１件６０万円未満のもの		○
	無料施設：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、１件３０万円以上のもの	○	
	無料施設：指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で、１件３０万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷による修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定いたします。

※　利用者の被災に対する責任については、原因が施設の瑕疵によるものについてのみ、市の責任といたします。

※　指定管理者は、自らの責に帰すべき事由による施設及び設備の賠償保険に入らなくてはいけません。

※　その他の指定管理者の役割

・指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、本施設を常に良好な状態に管理する義務を負います。

・指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、速やかに市に報告をしなければなりません。

※　リスク分担における有料施設と無料施設

・有料施設とは、浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館及び浜松市浜北体育館をいう。

・無料施設とは、浜松市高薗ゲートボール場をいう。

１０　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当する団体でないこと。

（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。

（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。

（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。

（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。

（７）指針第１０条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。

（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。

（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの２分の１以上を出資している法人を除く。）でないこと。

（10）過去３年間に条例第１３条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。

（11）共同事業体による応募について

・共同事業体による応募は可とする。

(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
(13) 浜松市サンライフ浜北ほか３施設の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体であること。

１１　提出書類

提出部数は１４部（正本１部、副本１３部）

（１）指定申請書（第３号様式）
（２）宣誓書（第４号様式）
（３）役員等名簿（第４－２号様式）
（４）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去３年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）、など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
②直近２年間の法人事業税の納税証明書
※　指定管理者に選定された場合、①及び③は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
（９）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
①委任状（第４－３号様式）
②法人市民税確定申告書（第 20 号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第 22 の 3 号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
(10) 浜松市サンライフ浜北ほか３施設指定管理者事業計画書（全期間分）（第５号様式※一部任意様式可）
(11) 事業提案書（当日プレゼンテーション資料）
(12) 提案資料の取扱いに関する回答書（第４－３号様式）
(13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同事業体の場合、（２）～（９）の書類は、構成団体全てについて提出してください。
(14) 提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１２　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１３　応募者説明会、ヒアリング（プレゼンテーション）について

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

【応募者説明会】

・日時　　令和５年７月６日（木）　午前１１時００分～
・場所　　浜松市浜北区貴布祢３０００番地　浜北区役所３階　大会議室

・参加人数　　各団体２名以内とします。

※参加される場合は、「指定管理者応募者説明会参加申込書（別紙１）」にて、令和５年７月３日（月）午後５時１５分までに申込みしてください。

＊説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。

・日時　　９月１日（金）　時間は各団体に連絡します。

・場所　　浜松市浜北区貴布祢３０００番地　浜北区役所３階　大会議室

１４　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類は、令和５年８月１０日（木）（受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分）までに浜北区役所まちづくり推進課に提出してください。（応募期限を過ぎたものについては受付いたしません。郵送も可ですが、その場合も令和５年８月１０日（木）必着です。）

１５　選定方法（指定管理者の公募及び選定の方式）

（１）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（２）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「浜北区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「浜北区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（３）選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（４）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（５）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１６　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4
	1年目	2年目	3年目	4年目		
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%

※小数点第2位以下切り捨て

選定時評価点 73.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（２）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業計画書、事業報告書の提出期限超過
・事業計画書、事業報告書が指定どおりの内容となっていない場合

１７　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和５年

６月２６日（月）～　　募集要項のホームページ掲載
６月２６日（月）～７月１３日（木）　質問事項の受付　午後５時まで
７月　３日（月）　　説明会申込期限
７月　６日（木）　　応募者説明会　浜北区役所大会議室　午前１１時～
７月２４日（月）　　質問事項に対する一斉回答
８月１０日（木）　　申請応募期限　午後５時１５分まで

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
事前質問の未回答分は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願い

ます。

９月１日（金）	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
９月中旬～下旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
９月下旬	仮基本協定書の締結
１２月下旬	指定管理者の指定（１１月市議会議決による）

令和６年

１月上旬	基本協定書締結
１月上旬～３月下旬	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１８　募集要項に関する照会、質問事項の受付

この募集要項は、浜松市ホームページからダウンロードすることができるほか、配布も行っています。

・配布場所　　浜松市浜北区まちづくり推進課
〒434-8550　浜松市浜北区貴布祢３０００番地　浜北区役所３階
・配布期間　　令和５年６月２６日（月）～８月１０日（木）
・配布時間　　午前９時～午後５時１５分

また、この募集要項に関する質問等については、次のとおり受け付けます。

・受付期間　　令和５年６月２６日（月）～７月１３日（木）午後５時までとします。
・受付方法　　募集要項の内容等に関する質問書（別紙２）に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入のうえ、下記へ電子メール又はＦＡＸで提出してください。
〔メールアドレス〕　hk-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
〔Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号〕　０５３－５８７－３１２７
・回答方法　　質問に対する回答は、説明会参加者及び質問提出者に、質問者の名前を伏せて電子メール又はＦＡＸにて令和５年７月２４日(月)までに一斉回答します。なお、回答内容は、募集要項等の追加または修正とみなします。

１９　選定基準

別紙のとおり

２０　選考結果のおしらせ

応募者全員に令和５年９月末までに文書にてお知らせします。

２１　選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

（１）選考に関する応募書類

優先交渉権者（候補者）の応募書類を除いて、指定管理者の指定に関する議案の議決後（１月上旬頃）に返還します。ただし、応募者が１月末までに取りに来ない場合は、応募者の了解を得たうえで廃棄するものとします。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、指定管理者の指定に関する議案の議決後に、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称、所在地（優先交渉権者（候補者）、合格点の応募者のみ）
②提案の概要
③提案金額
④評価結果（点数）
⑤評価内容
⑥選定理由
※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

指定管理者に指定された場合は、申請書、事業計画書、提案書等のすべての提出書類は、浜松市情報公開条例に基づき、原則、公開の対象とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　・提案資料の取扱いに関する回答書「第４－４号様式」
・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）
※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。
※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２２　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２３　その他

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に愛称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先　　〒434-8550　浜松市浜北区貴布祢３０００番地
浜松市浜北区役所まちづくり推進課　　担当者　中村優作
〔メールアドレス〕　hk-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
〔電　話　番　号〕　０５３－５８５－１２２０（直通）

浜松市サンライフ浜北ほか３施設指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
１　施設運営管理方針に関する項目（合格点３．３点以上）			
	（１）　施設の性格や目的の理解	４	
	（２）　提案が市の施策に沿ったものであること	４	
	小　　計	８	
２　事業提案（計画）に関する項目（合格点２８．６点以上）			
	（１）　事業の具体的取り組み方	８	
	（２）　施設の管理体制・職員の配置	５	
	（３）　適正な管理・モニタリング	５	
	（４）　安全管理・緊急時への対応	６	
	（５）　市民サービスの向上	９	
	（６）　障がいの有無や年齢、性別等を問わないインクルーシブスポーツの振興	５	
	（７）　環境・地域等への配慮	５	
	（８）　平等利用	２	
	（９）　自主事業	５	
	小　　計	５０	
３　指定管理者に関する項目（合格点９．９点以上）			
	（１）　団体の物的・財政的能力	６	
	（２）　施設の運営実績	６	
	（３）　団体の地域貢献	６	
	小　　計	１８	
４　指定管理者の活動に関する項目			
	（１）　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	３	
	（２）　各種認定等の有無	１	
	小　　計	４	
５　指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）			
	収支計画の妥当性	１０	
	小　　計	１０	
６　指定管理料に関する項目（２）			
	$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times$配点	１０	
	小　　計	１０	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　　計		１００	

選定条件

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の55％以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市）、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「16実績の反映について」のとおりとする。

別紙１

年　　月　　日

指定管理者応募者説明会参加申込書

浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の指定管理者応募者説明会への参加を下記のとおり申し込みます。

記

【参加申込者】

所　　在　　地	
団　　体　　名	
代　表　者　氏　名	
説明会参加者氏名１	
説明会参加者氏名２	
電　　話　　番　　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	
電子メールアドレス	

【応募者説明会】　　開催日時　　令和５年７月６日（木）午前１１時００分から

開催場所　　浜北区役所３階　大会議室

※参加者数は、各団体２名以内とします。

※この申込書は、令和５年７月３日（月）午後５時１５分までに提出してください。

（申込み先）

浜松市浜北区役所まちづくり推進課

〒434-8550　浜松市浜北区貴布祢 3000 番地

電話：053-585-1220　FAX：053-587-3127

E-mail：hk-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別紙２

年　　月　　日

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
担当者氏名
電話番号
FAX番号
E-mail：

質　問　書

浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の指定管理者募集要項等について、下記のとおり質問事項を提出します。

●質問事項

項　目	（募集要項又は仕様書：ページ、項目）
内　容	

※　質問事項は、本書式一枚につき一問とし、簡潔に記載してください。

浜松市浜北区役所まちづくり推進課（浜北区役所３階）
〒434-8550　浜松市浜北区貴布祢 3000 番地
電話：053-585-1220　FAX：053-587-3127
E-mail：hk-machi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第３号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）
担当者氏名
電話番号

指定管理者指定申請書

浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の指定管理者の指定を受けたいので、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第４条の規定により申請します。

【提出書類】
（１）宣誓書（第４号様式）
（２）役員等名簿（第４－２号様式）
（３）履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
（４）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（５）過去３年間の賃借対照表、損益計算書（収支計算書）などの経営状況がわかるもの
（６）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（７）法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その３の３」
直近２年間の法人事業税の納税証明書
（８）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下のいずれか
①委任状（第４－３号様式）
②法人市民税確定申告書（第 20 号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第 22 の 3 号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
（９）浜松市サンライフ浜北ほか３施設指定管理者事業計画書（第５号様式）（全期間分）
（10）事業提案書（プレゼンテーション資料）
（11）提案資料の取扱いに関する回答書（第４－４号様式）
（12）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
※共同企業体の場合、（１）から（８）は構成団体全てについて書類を提出

第４号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

宣誓書及び同意書

浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高園ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の指定管理者の指定を申請するにあたり、下記の事項について宣誓及び同意します。

記

１　宣誓する内容

（１）浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第３条に規定する指定管理者となることができない法人等又は浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下、「基本指針」という。）第８条に規定する指定管理者の申請者となることができない者（以下、「欠格者」という。）に該当しないこと

（２）浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高園ゲートボール場及び浜松市浜北体育館指定管理者募集要項に定める申請資格をすべて満たしていること

（３）添付書類の内容について事実に相違ないこと

（４）指定管理者の指定に係る議決の日（優先交渉権者以外の者にあっては、優先交渉権者の決定の日）までに欠格者に該当することとなったときは、直ちに浜松市に通知すること

２　同意する内容

（１）基本指針第８条第４号及び第５号に該当しないことを確認するため、「浜松市が行う事務事業からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、役員等名簿により、浜松市が静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること

（２）基本指針第６号に該当しないことを確認するため、申請者の浜松市税の納付又は納付状況について当該施設所管課が浜松市財務部収納対策課に照会すること

法人番号（13 桁）													

※法人番号指定通知書等に記載のある法人番号を記入

※法人番号が無い場合は記載不要

第４－２号様式

役員等名簿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

役職名	（ふりがな） 氏名	生年月日 （和暦）	性別	住　　所
代表者				

※ 役員とは、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。

※ 共同事業体で応募の場合は、構成するそれぞれの団体について提出してください。

第４－３号様式

委　　任　　状

（あて先）浜松市長

年　　月　　日

受任者
住　　所
商号又は名称
役　職　名
代 表 者氏名　　印

私は、上記の者を代理人と定め、浜松市との間における下記事項に関する権限を委任します。

委任事項

１　浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の管理に関する基本協定書の締結について

２　指定管理料の請求並びに受領に関すること。

３　その他浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館の管理に関する基本協定書の履行に関する一切の権限。

委任者
本 社 住 所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

第４－４号様式

年　　月　　日

（あて先）浜松市長　中野　祐介

所在地
団体名
申請者　代表者氏名
（署名又は記名押印をしてください）

提案資料の取扱いに関する回答書

提案資料の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件　：浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高園ゲートボール場及び
浜松市浜北体育館　の指定管理者の指定申請

上記対象案件に関する提案資料に、申請者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより申請者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合
提案資料において申請者の正当な利益を害すると考える部分は、別添のとおりです。

第５号様式

指定管理者事業計画書

１　施設名、申請者名

施設名	浜松市サンライフ浜北、浜松市浜北武道館、浜松市高薗ゲートボール場及び浜松市浜北体育館
申請者名	

２　施設の運営管理に係る基本方針

施設の運営方針	※本施設を管理運営していくにあたっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記述してください。
事業の具体的取り組みについて	
施設の管理体制・運営職員の配置について	
適正な管理・モニタリングについて	
安全管理・緊急時への対応について	
市民サービスの向上について	
障がいの有無や年齢、性別等を問わない、インクルーシブスポ―ツの振興について	

環境・地域等への配慮について	
平等利用について	
自主事業について	
団体の物的・財政的能力について	
施設の運営実績について	
団体の地域貢献について	
活動拠点及び各種認定の有無について	
収支計画の妥当性について	
指定管理料について	

※本施設を管理運営していくにあたっての心構え、基本方針、コンセプト（よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など）を記述してください。

※以下の様式は、記載例です。申請者の任意様式でも構いません。

3　管理施設の管理業務の実施計画【令和6年度～令和10年度の計画（5年間分）】

＜年間利用者数（単位：人）＞

項　　目	利　用　者　数
計	

＜年間使用料又は利用料（単位：円）＞

項　　目	年間使用料又は利用料
大人	
小人	
○△回数券	
計	

＜管理に係る経費の収支予算（単位：円）＞

区　分	項　　目		金　　額	積算根拠等
収　入	利用料金収入			
	雑入			
	自販機収入			
	指定管理料収入			
	収　入　合　計　(a)			
支　出	管理費	人件費		正規職員○人 非常勤　○人 法定福利厚生費
		旅費		
		需用費		

		役務費		
		委託料		
		使用料および賃借料		
		備品購入費		
		修繕費		
	運営費	人件費		
		事業費		
		○○費		
		△□費		
	一般管理費	役員報酬		
		福利厚生費		
		○×費		
	支 出 合 計 (b)			
収　支　差　(a)－(b)				

※各事業年度の収支が判るように記載してください。

※この表には、自主事業の収支は記載しないでください。

※この表の他に、収支（損益）計算書、貸借対照表を添付してください。（作成している団体に限る。）

4　第三者への委託

業務名
館内清掃
○○設備点検保守
施設修繕

※この表には、自主事業に係るものは記載しないでください。

※包括的な委託はできません。

５　自主事業の実施計画

① 自主事業計画書

事　　業　　名	目的・内容・利用者負担・実施回数等
例＝〇〇教室の開催	
例＝〇〇の販売	

② 自主事業における収支計画（単位：円）

区　分	項　　目		金　　額	積算根拠等
収　入	〇〇〇教室収入			
	□□□教室収入			
	◇◇◇販売収入			
	収　入　合　計　（a）			
支　出	管理費	人件費		
		旅費		
		需用費		
		役務費		
		委託料		
		使用料及び賃借料		
		備品購入費		
		修繕費		
	運営費	人件費		
		事業費		
		〇〇費		
		△□費		
	支　出　合　計　（b）			
収　支　差　　(a)－(b)				

※各事業年度の収支が判るように記載してください。